

しんきん「教育資金 贈与専用口座」(普通預金)

お取扱期間：**平成 26 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日**

「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するための普通預金の専用口座

教育資金の一括贈与が非課税に

- ① 平成 25 年度税制改正にて、お孫さま等が、祖父母さま等（直系尊属）より教育資金として一括贈与された資金をお孫さま等名義の当金庫口座に預入した場合、実際に教育資金として支払われた資金（上限 1,500 万円）が非課税となります。
（贈与できる期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
- ② 学校等以外（塾や習い事等）に対して支払われた教育資金は、上記①の一括贈与された資金の範囲内で最大 500 万円まで非課税となります。
- ③ お孫さま等が 30 歳になる日の前日までの教育資金支払いが非課税となります。
（教育資金として使われなかった資金には贈与税が課税されます。）
- ④ 非課税措置を受けるためには、教育資金として使用したことを証明するため、学校等が発行した領収書等の提出が必要となります。（支払日から 1 年以内の提出）
- ⑤ お孫さま等お 1 人さまにつき 1 金融機関かつ 1 店舗での取扱いとなります。

教育資金とは？（領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください。）

- (1) 「学校等」に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
 - ①. 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ②. 学用品購入費や修学旅行費や学校給食費等「学校等」における教育に伴って必要な費用等

(注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。
- (2) 「学校等以外」に対して直接支払われる次のような金銭で、社会通念上相当と認められるものをいいます。
 - <イ. 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
 - ③. 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④. スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)、その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤. ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
 - <ロ. イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
 - ⑥. ②に充てるための金銭であって、「学校等」が必要と認めたもの
 - ⑦. 通学定期券代
 - ⑧. 留学渡航費、学校等に入学・転入学等するために必要となった転居の際の交通費

水沢信用金庫

詳しくは窓口までお問い合わせください。

平成 27 年 12 月現在